

利益相反マネジメント自己申告実施要項

1 目的

この要項は、公立大学法人大阪市立大学利益相反マネジメント規程第10条に定める「自己申告」について、その実施に係る必要事項を定める。

2 申告要件

自己申告の対象となる教職員は、下記（1）～（6）の1以上の項目に該当し、かつ3（申告要件に係る年間基準額等）に定める年間基準額等を満たす者とする。

- （1）企業等と産学連携活動を行う場合
- （2）産学官連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入若しくは物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合
- （3）産学連携活動に係る企業等から公開・未公開を問わず、株式、出資金、新株予約権及び受益権等の個人的な経済的利益を得る場合
- （4）産学連携活動に係る企業等に対して、本学の施設等の利用を提供する又は当該企業等から物品を購入する場合
- （5）ヒトを対象とする医学系研究に取り組む場合
- （6）厚生労働省科学研究費補助金に申請を行う場合

3 申告要件に係る年間基準額等

- （1）産学連携活動に係る同一企業等から合計して年間200万円以上の研究費等を受け入れている。
- （2）産学連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （3）産学連携活動に係る同一企業等から公開株では発行済み株式総数の5%以上、未公開株では1株以上の個人的な経済的利益を得ている。

4 申告方法

- （1）一括申告：毎年4月1日を基準日として、当該基準日を含む年度の前年度に申告要件を満たす場合、基準日を含む年度の一定期日までに申告する。
- （2）医学系申告：ヒトを対象とする医学系研究を行う場合、当該研究者（研究責任者及び実施担当者を含む。）となる教職員等は「医学系自己申告書」の提出日までの1年間における産学連携活動のうち、当該研究に関連する企業等との利益相反の状況について、各研究科が設置する倫理委員会等への申請手続きに併せて、自己申告を行う。
- （3）随時申告：直近の一括申告は行わなかったが、申告要件に該当していた場合は速

やかに随時申告を行う。また、一括申告又は医学系申告の後、教職員等が新たな事象発生により利益相反の状態に陥る可能性がある場合には、随時申告を行うことができるものとする。

- (4) 修正申告 : 一括申告又は医学系申告若しくは随時申告後に申告内容に誤りや記載漏れ等が判明した場合には修正申告を行う。

5 申告先

申告書の提出先は、以下とする。

杉本地区所属教職員等 : 大学運営本部研究支援課

阿倍野地区所属教職員等 : 医学部・附属病院運営本部事業課

6 適用

- (1) 第5条までの規定に関わらず、阿倍野地区自己申告については、別に定める。
(2) この要項は平成23年8月5日より施行する。